第６節　多様な発生態様への対応

○　国、地方公共団体及び施設管理者は、二次災害・複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、適切に事前対策を実施するとともに、南海トラフ地震が発生した場合には、庁舎、学校施設等の公共施設、道路、鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、土砂災害防止施設、同報無線等の防災上・社会生活上重要な施設の破損や土砂災害危険箇所等の被害、河道閉塞の発生等の有無について緊急的に点検・調査を実施し、支障がある場合には迅速な応急対策を行う体制を構築する。さらに、これら重要施設や避難場所・避難路等が十分に機能しない場合があることを考慮した上で、適切な避難勧告・指示等の発令のタイミング、対象地域、災害に応じた避難場所・避難所等の設定を行う。

○　国及び地方公共団体は、南海トラフ地震と事故災害が複合的に発生する、いわゆる複合災害が発生し、対策本部を複数設置した場合は、災害対策要員が限られること、異なる事象への同時対応の困難性等を踏まえて、それぞれの災害に応じた役割分担の明確化、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるとともに、応急対策要員・物資等の応援計画、地域住民等への情報提供方法等をあらかじめ策定しておく。

第７節　様々な地域的課題への対応

○　超広域的に被害が発生することにより、地域ごとに様々な態様の被害が想定されることから、それぞれの地域特性を踏まえた対策をあらかじめ検討する必要がある。

１　高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保

○　国、地方公共団体及び施設管理者は、高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設・設備の耐震化、火災対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進するとともに、地方公共団体、関係事業者は、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。

○　国は、地震時管制運転装置の設置の普及促進等によるエレベータの安全対策を推進するとともに、地方公共団体と関係事業者が連携した閉じ込め者の早期救出のための体制整備を促進する。また、地方公共団体及び関係事業者は、地震時のエレベータ運行について建築物管理者や利用者への周知を図る。

２　ゼロメートル地帯の安全確保

○　国、地方公共団体等は、地震時に河川・海岸堤防等が沈下・損壊することにより、洪水・高潮による浸水被害が発生したり、長期間湛水したままの状況が続く危険性からゼロメートル地帯の安全を確保するため、堤防等の整備、耐震点検・耐震化及び災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場等の整備により、平常時の管理体制の充実を図るとともに、地震時の浸水危険性を表示した地震ハザードマップの作成・周知、発災時の情報伝達体制の充実を図る。

○　国及び地方公共団体は、地震時の浸水被害軽減のため、水防体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用発電装置等の整備及び耐震化・耐水化を進める。

３　原子力事業所等の安全確保

○　原子力事業者は、「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）等に基づき、その設計、建設、運転の各段階及び運搬において、深層防護等の考え方により、原子力事業所等の安全性の確保に万全を期すものとする。国は、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。

○　国、地方公共団体及び原子力事業者は、「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

４　石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保

○　国、地方公共団体、関係事業者は、石油コンビナート及び周辺の安全確保のため、引き続き、「石油コンビナート等災害防止法」（昭和50年法律第84号）、「消防法」（昭和23年法律第186号）、「高圧ガス保安法」（昭和26年法律第204号）、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）等の災害の防止に関する法律に基づく対策や、災害発生時の消防の即応体制の強化、避難勧告・避難誘導等が的確に行われる体制の整備等の対策を進める。また、地震・津波に伴う石油コンビナートの被災による周辺への影響評価を充実するとともに、臨海部の工場地帯の地震・津波防災性の充実を図る。

【目標】

①　石油コンビナート防災対策の充実等【消防庁、経済産業省】

・　防災体制の強化や防災資機材の整備を図る。
・　石油精製プラント等高圧ガス設備に係る耐震性向上の促進及び耐震性診断手法の普及を図る。
・　石油コンビナート災害等のエネルギー・産業基盤災害へ迅速かつ的確に対応するため、緊急消防援助隊にエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を編成し、応急対応能力の強化を図る。

【具体目標】

・　エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）平成30年度12部隊（全国）を編成することを目指す。
・　エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の応急対応に資する消防防災ロボットの研究開発平成30年度完了を目指す。

５　孤立可能性の高い集落への対応

○　地方公共団体は、集落へ通じる道路、鉄道等の被災可能性や多重性の有無等を十分に検討し、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努めるとともに、多様な通信手段の確保及び国の災害対策用移動通信機器の活用に加え、通信関連施設の耐震化及び非常用電源の確保を進める。

○　地方公共団体は、孤立する可能性がある集落において、集落規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できる量（１週間程度）の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資器材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。

○　国及び地方公共団体は、消防団や自主防災組織に加え、ヘリコプター・航空機、人工衛星等の画像情報や震度情報ネットワーク等のあらゆる手段を活用すること等により、道路寸断等の道路被害を含む被災地域の状況把握体制を充実させるとともに、地方公共団体は、孤立集落等に対する物資供給や救助活動のため、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る。

６　沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減

⑴　農業用施設等における地震・津波対策

○　国、地方公共団体及び関係事業者は、地震動や津波による被害の未然防止または軽減を図るため、土地改良施設の耐震化、農業用燃料タンクの耐震化・耐浪化、農地地すべりの防止又は軽減を図る対策、海水の侵入を防ぐ堤防等の整備を推進するとともに、ため池決壊等に係るハザードマップの作成、警報装置等の整備に努める。

⑵　港湾・漁港における地震・津波対策

○　国、地方公共団体、関係事業者等は、地震動や津波による災害時においても港湾・漁港の流通機能をできるだけ確保するため、港湾・漁港施設の耐震化・耐浪化、漂流物防止柵の設置、漁船・船舶や養殖施設の係留の促進、漁業用燃料タンクの耐震化・耐浪化を図るとともに、港湾・漁港施設が被災した場合の代替施設や輸送方法の検討、外郭施設等が有する津波の低減効果を活かした防災・減災対策の推進、津波警報等が漁船・船舶でも受信できるシステムの開発・普及を図る。

７　文化財の防災対策

○　国、地方公共団体、文化財の所有者等は、建造物等の耐震化、延焼防止対策等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進、史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を図るとともに、文化財の所在情報の充実、地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有を図る。